

修正および追加箇所一覧

【第1章】			
該当箇所	修正および追加内容	素案（第2回協議会資料）	改定案（第3回協議会資料）
1 (3)エ 今後の地球温暖化の影響予測(P11)	「気候変動に適応するため～」の文を追加（環境部内意見）		
2 (1) 計画の目的(P16)	文章を追加（環境部内意見）	本計画は、市域の温室効果ガス排出削減に向け～	本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」といいます。）の規定により、市域の温室効果ガス排出削減に向け～
3 計画の位置付け(P17)	上記に伴い法律名を省略	地球温暖化対策の～第21条第3項	温対法第21条第3項
5 計画期間および基準年度(P19)	国のゼロカーボン宣言への対応のため、文章を変更（新型コロナウイルス感染症の影響に限らず、必要に応じて見直しを行うこととした）（環境部内意見）	なお、本計画は、おおむね5年で見直しをするものとしませんが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国の「地球温暖化対策計画」が見直しとなった場合、それに伴って、本計画も適時見直しをするものとします。	なお、本計画は、社会情勢の変化等に対応するため、おおむね5年ごとに計画の見直しを行います。国の「地球温暖化対策計画」が見直しとなった場合等には、必要に応じて、本計画も見直しをするものとします。
6 計画の対象範囲(P20)	文章を変更（第2回協議会意見）	地球温暖化の現状および地球温暖化対策の重要性について啓発活動および広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員および地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う団体の活動を補助することに努めること等が望まれます。	温対法第38条第2項の規定に基づき、地球温暖化の現状および地球温暖化対策の重要性について啓発活動および広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員および地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を補助することに努めること等が望まれます。

【第2、3章】			
該当箇所	修正および追加内容	素案（第2回協議会資料）	改定案（第3回協議会資料）
表2-1、2-2、3-1、3-2 (P23、35、37)	森林吸収量の表記を変更（環境部内意見）	(例) 総排出量(①) 3,676 森林吸収量(②) 220 純排出量(①-②) 3,456	(例) 総排出量 3,676 森林吸収量 ▲220 純排出量 3,456
2 部門別の二酸化炭素排出量(P25)等	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアルに基づき排出区分名を変更（環境部内意見）	民生家庭部門 民生業務部門 工業プロセス部門 廃棄物部門	家庭部門 業務その他部門 工業プロセス分野 廃棄物分野
2 部門別の二酸化炭素排出量(P31)	文章を変更（環境部内意見）	普通車の保有台数は減少傾向にあります～	普通車の保有台数はほぼ横ばいですが～

【第5章】			
該当箇所	修正および追加内容	素案（第2回協議会資料）	改定案（第3回協議会資料）
1 基本方針(P47)	秋田市総合計画の改定案に合わせて文言を修正（環境部内意見）	基本方針2 脱炭素まちづくりの推進	基本方針2 脱炭素社会の推進
2-1(1) 多核集約型コンパクトシティの形成(P50)	文言を修正（都市整備部意見）	多核集約型のコンパクトな市街地	多核集約型のコンパクトシティ
2-2(2) 事業者への高効率エネルギー機器等の普及促進(P51)	事業者についての文章を修正（環境部内意見） 市有施設についての文章を修正（第2回協議会意見）	中小企業等に対する省エネルギー診断の普及啓発や、事業所、店舗および農業施設等へ照明設備や空調設備等の高効率化を促進します。また、ESCO事業等、設備の高効率化のための取組を促進します。また、市有施設において、省エネ改修や高効率な機器・設備の導入を市民や事業者にも先駆けて行います。	事業者に対する省エネルギー診断の普及啓発や、ESCO事業をはじめとする事業所等の照明設備や空調設備等の高効率化を促進します。 また、市有施設においては、資料編8秋田市役所環境配慮行動計画により、高効率エネルギー機器の導入等を行います。
2-3(1) 森林の保全・整備(P51)	文章を修正（産業振興部意見）	～森林の公益的炭素吸収源としての機能向上に努めます。	～森林の炭素吸収源としての公益的機能向上に努めます。
3-1(6) 蓄エネルギー技術の導入促進(P52)	文章を修正（第2回協議会意見）	再生可能エネルギーの余剰電力を利用した蓄電池や水素貯蔵等～	再生可能エネルギーを利用した蓄電池や水素貯蔵等～

【第7章】			
該当箇所	修正および追加内容	素案（第2回協議会資料）	改定案（第3回協議会資料）
2 計画の進行管理(P67)	国のゼロカーボン宣言への対応のため、文章を変更（第1章5と同じ文章）（環境部内意見）	なお、本計画は、社会情勢の変化等に対応するため、おおむね5年ごとに計画の見直しを行います。	なお、本計画は、社会情勢の変化等に対応するため、おおむね5年ごとに計画の見直しを行います。国の「地球温暖化対策計画」が見直しとなった場合等には、必要に応じて、本計画も見直しをするものとします。

【資料編】			
該当箇所	修正および追加内容	素案（第2回協議会資料）	改定案（第3回協議会資料）
2 計画見直しの経緯(P73)	最新のスケジュールに更新		
4 市民意見の反映(P75)	(5)回収結果にそれぞれの調査人数をおよび回収率についての説明文を追加（第2回協議会意見）		
7 用語解説(P113)	森林吸収量の算定式を削除し、説明文を追加（第2回協議会後意見）	算定式により解説	樹木が成長のため光合成により二酸化炭素を吸収することを森林吸収という。この量は、森林を構成する樹木の成長量（空中写真や現地調査等を基にして算出）から推計することができる。